

「（仮称）流山市こどもの権利条例」における各用語の定義等について

1. 条例の対象となる「こども」の考え方

（１）現状

□参考となる法令

法令等 (施行年月)	定義	表記
子どもの権利条約 (1989年11月)	18歳未満のすべての者	子ども
こども基本法 (令和5年4月)	心身の発達の過程にある者	こども

□先行自治体の事例

自治体名 (施行年月)	定義	表記
川崎市 (平成13年4月)	・ 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者 ・ その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	子ども
武蔵野市 (令和5年4月)	・ 18歳未満の市民（団体を除きます。） ・ その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者	子ども
杉並区 (令和7年4月)	・ 18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。） ・ 区内に居住し、区内において就労し、又は区内にある子ども関係施設に就学し、入所し、若しくは通所し、若しくは当該子ども関係施設を利用するもの	子ども
富田林市 (令和8年7月)	・ 市内に居住し、通学し、もしくは通勤する者、市内で活動する者のうち、18歳未満の者 ・ またはこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者	こども

（２）「（仮称）流山市こどもの権利条例」における「こども」の考え方（事務局案）

「定義」：①18歳未満の者

②その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

（理由）①子どもの権利条約に基づき、18歳未満とする

②18歳になった高校生や社会的養護から離れ支援が必要な人など、年齢だけでは区分けできない人もいるため、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記する。

「表記」：こども

(理由)こども基本法と本条例のこどもの定義を踏まえ「こども」と表記する。

2. 条例で位置付ける各主体の考え方

条文の解釈に疑義が生じないように、条例で使用する下記のことばについて定義する

(1) 「(仮称) こどもの権利条例」における各主体の考え方 (事務局案)

	用語	定義
①	市民等	・ 市内に居住、通学、勤務する者 ・ 市内で事業を営む個人、法人または団体 ・ 市内で活動を行う個人、法人または団体
②	保護者	・ 親 ・ 里親その他の親に代わりこどもを養育する者
③	こども関係施設等、 育ち学ぶ施設等 など	市内にある保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、 学び、活動するために利用する施設等を運営し、または市 内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もし くは団体

(2) 理由・背景

①市内に居住している者に限らず、市内で事業や活動を行う個人や団体も含まれる内容とするため、「市民等」と表記し、かつわかりやすい定義とする。

□先行自治体の事例

自治体名	用語・定義
川崎市	—
武蔵野市	「市民」 武蔵野市の区域内（以下「市内」といいます。）に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。
杉並区	—
富田林市	「市民等」 次に掲げる者をいいます。 ア 市内に居住し、通学し、または勤務する者 イ 市内で事業を営む個人、法人または団体（以下「事業者」といいます。） ウ 市内で活動を行う個人、法人または団体

- ②「保護者」については、親及び親の代わりに子どもを養育する者が含まれる内容で、かつ読みやすくわかりやすい定義とする。

□先行自治体の事例

自治体名	定義
川崎市	—
武蔵野市	・ 子どもを現に養育する親 ・ 里親その他の親に代わり子どもを養育する者
杉並区	・ 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育するもの
富田林市	・ 親 ・ またはその他の親に代わり子どもを養育する者

③「こども関係施設等」（育ち学ぶ施設等 など）

市内では以下のような施設や場（空間）、団体、個人がこどもの学びや育ち、活動に関わっている。特定の目的のために設置された施設（建物）以外にも、多様な場（空間）を利用した活動がこどもの権利保障に重要な役割を果たしていることから、用語を「〇〇施設」ではなく、「〇〇施設等」とする。

□例

保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、学童クラブ
 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、相談支援事業所
 夏休みの子どもの居場所、児童館、図書館、博物館、子育て支援拠点・センター
 流山おやこ劇場、ボーイスカウト/ガールスカウト、子育て支援サークル、
 プレーパーク、フレンドステーション（オンライン含む）、フリースクール、
 こども食堂、若者の居場所、地域のスポーツクラブ、塾

□先行自治体の事例

自治体名	用語・定義
川崎市	「育ち・学ぶ施設」 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する <u>児童福祉施設</u> 、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する <u>学校</u> 、 <u>専修学校</u> 、 <u>各種学校</u> その他の施設のうち、 <u>子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設</u>
武蔵野市	「育ち学ぶ施設」 市内にある、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める <u>児童福祉施設</u> 、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める <u>学校</u> （以下「学校」といいます。）その他 <u>子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設</u>

杉並区	「子ども関係施設」 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する<u>学校、専修学校又は各種学校</u>、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する<u>児童福祉施設</u>その他の<u>子どもを教育し、又は育成することを目的とする施設又は事業を行う者</u>
富田林市	「育ち学ぶ施設等」 市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営し、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体